



令和7年9月22日

トラック事業者に対する行政処分(事業停止等)について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく事業停止命令を行いましたので、お知らせいたします。

行政処分内容の詳細につきましては、別添のとおりです。

記

事業者名:株式会社ハピネスライン

代表者:代表取締役 伊藤 克史

事業者住所:札幌市東区東苗穂12条3丁目20番16号

営業所名:本社営業所

営業所住所:札幌市東区東苗穂12条3丁目20番16号

【 問い合わせ先 】

北海道運輸局自動車運送事業安全監理室 酒井

TEL : 011-290-2744

●行政処分等について

1. 行政処分年月日

行政処分年月日：令和7年8月27日

2. 事業者の氏名又は名称及び所在地

株式会社ハピネスライン

札幌市東区東苗穂12条3丁目20番16号

3. 当該命令に係る営業所の名称及び所在地

本社営業所

札幌市東区東苗穂12条3丁目20番16号

4. 命令の内容

- ・本社営業所に係る事業の停止 3日間
(令和7年9月22日10時から令和7年9月25日10時まで)
- ・事業用自動車の使用停止 187日車
(令和7年9月25日から令和7年10月14日まで)
(14両を12日間、1両を19日間)

5. 監査の端緒及び違反行為の概要

「その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められる事業者」を端緒に、令和7年3月27日および4月16日に北海道運輸局にて臨店監査を実施したところ、各種違反行為が判明したもの。

6. 違反事実及び違反条項

- (1)酒気を帯びた状態にある乗務員を乗務させたこと。【100日車】
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)
- (2)点呼の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (3)業務等の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

- (4)運行記録計の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
（貨物自動車運送事業法第15条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）

7. 違反点数の付与状況

当該命令により付された違反点数 28点
北海道運輸局管内における累積違反点数 28点

以下余白